

令和2年第1回

## 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年2月18日 開会

令和2年2月18日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

---

2月18日(火曜日) 第1号

---

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	3
説明のため出席した者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報第1号から議案第6号まで9件上程、説明、採決	4
閉会	10

## 議 事 日 程

令和2年2月18日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報第1号 専決処分の報告について（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）
- 第5 報第2号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）
- 第6 報第3号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について）
- 第7 議案第1号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第8 議案第2号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合証人等の費用弁償に関する条例の制定について
- 第11 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について

---

### ◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報第1号 専決処分の報告について（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）
- 日程第5 報第2号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について）
- 日程第6 報第3号 専決処分の報告について（岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について）

- 日程第7 議案第1号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第8 議案第2号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合証人等の費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について

---

出席議員 (39人)

1番	浅井文彦君	28番	古田聖人君
2番	大野一生君	30番	古早野博文君
3番	谷藤錦司君	31番	西脇康世君
4番	広瀬幹夫君	32番	谷村成基君
5番	日比野芳幸君	33番	木野隆之君
6番	國島芳明君	34番	堀正君
8番	尾関健治君	35番	富田和弘君
11番	古田豊君	36番	武藤貞雄君
12番	勝康弘君	37番	井上保子君
13番	熊谷隆男君	38番	岡崎和夫君
14番	松井聡君	40番	三品智裕君
16番	伊藤誠一君	41番	竹内浩一君
17番	加藤淳司君	42番	板津徳次君
20番	林宏優君	43番	佐藤光宏君
21番	森和之君	44番	井戸敬二君
23番	藤原勉君	46番	横家敏昭君
24番	日置敏明君	47番	今井俊郎君
25番	服部秀洋君	48番	渡邊公夫君
26番	松永清彦君	49番	成原茂君
27番	松原秀安君		

---

欠席議員 (8人)

7番	古川雅典君	15番	小坂喬峰君
10番	柴田徳美君	18番	浅野健司君

19番 冨田成輝君  
22番 都竹淳也君

29番 大橋孝君  
39番 戸部哲哉君

---

欠 員 (2人)

9番 45番

---

説明のため出席した者

広域連合長 柴橋正直君  
副広域連合長 小川敏君  
副広域連合長 武藤鉄弘君  
副広域連合長 水野光二君  
副広域連合長 宇佐美晃三君  
副広域連合長 柴山佳也君

事務局長 市岡三明君  
会計管理者兼会計課長 吉田鈺蔵君  
総務課長 進藤達彦君  
資格電算課長 中川信行君  
給付課長 村井功君

---

職務のため出席した事務局職員

書記長 青山浩美 書記 安田延弘

---

開 会

午後1時35分 開 会

○議長（大野一生君） 定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

---

開 議

○議長（大野一生君） これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

第1 議席の指定

○議長（大野一生君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、8番 尾関健治君、40番 三品智裕君、以上のとおり指定します。

---

## 第2 会議録署名議員の指名

○議長（大野一生君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、17番 加藤 淳司君、33番 木野隆之君、の両君を指名します。

---

## 第3 会期の決定

○議長（大野一生君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

---

## 第4 報第1号から議案第6号まで

○議長（大野一生君） 日程第4、報第1号から日程第12、議案第6号まで、以上9件を一括して議題とします。

これら9件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、議員の皆様並びに関係市町村の皆様方には、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。あわせて感謝を申し上げます。

提案説明に先立ちまして、諸般の情勢、所感等について述べさせていただきます。

まず初めに、少子高齢化の状況について、申し上げます。

昨年末の12月24日に厚生労働省から公表されました「令和元年人口動態統計の年間推計」によりますと、出生数は、過去最低の86万4千人となり、初めて90万人を下回りました。一方、出生数から死亡数を差し引いた人口の自然増減数は、マイナス51万2千人となり、初めて50万人を超えました。13年連続して人口が減ることは、確実に、人口減少が急速に進んでおります。

令和元年7月に厚生労働省が公表いたしました「平成30年簡易生命表の概況」によりますと、日本人男性の平均寿命は前年に比べ0.16年延びて81.25年、女性の平均寿命は0.05年延びて87.32年となり、過去最高を更新しております。

人生100年時代とも言われる長寿社会を今まさに迎えようとしております。

また、令和元年版高齢社会白書によりますと、総人口約1億2,644万人に占める65歳以上の割合、いわゆる高齢化率は28.1%、75歳以上の後期高齢者人口約1,798万人が総人口に占める割合は14.2%となっておりまして、超高齢社会が進展しております。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の被保険者数も昨年12月末現在で308,953人となり、制度発足時の約23万5千人から10年余りで3割ほど増加しております。

次に、医療費の動向について申し上げます。

昨年9月に厚生労働省が発表した平成30年度の医療費の総額は、前年度より3千億円ほど多い約4兆2千6百億円となり、過去最高を更新しました。その内、後期高齢者に係る医療費は約1兆6千4百億円でありまして、総額の38.5%を占めるという状況にあります。1人当たりの医療費は、75歳未満では約22万2千円であるのに対し、75歳以上では、その4倍を超える93万9千円となっており、今後、団塊の世代が後期高齢者となります2025年にかけて、医療費の大幅な増加が見込まれております。

当広域連合では、これまでも、平成30年3月に策定しました保健事業の実施計画である「第2期データヘルス計画」に基づき、様々な保健事業を推進してきたところでありますが、とりわけ、後期高齢者の特性の一つであります加齢に伴う虚弱な状態、いわゆる「フレイル」の予防が重要な課題となっております。

そのような中、昨年5月には、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律改正では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の関連規定が盛り込まれたところであり、喫緊の政策課題である健康寿命の延伸に向け、「疾病予防と介護予防」の両方のニーズに対応しようとするものであります。

この一体的な実施にあたり、昨年10月、国から、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」が示されており、今年4月からの改正後の「高齢者の医療の確保に関する法律」の円滑な施行への対応を進めているところであります。

これまでも申し上げましたとおり、急速な少子高齢化に伴う医療費の増加が見込まれる中、誰もが安心して医療を受けることができる持続可能な医療制度としていくためには、改めて申し上げるまでもなく、広域連合と関係市町村の連携が重要であります。

そこで、平成30年2月に策定した「第3次広域計画」を見直して、当広域連合と市町村の役割を明確にするとともに、関係市町村との連携内容に関する事項を盛り込んだところであります。

また、保健事業を効果的かつ効率的に実施するためには、専門的な知見が求められておりますことから地方公務員法等の改正により令和2年度から創設される「会計年度任用職員制度」を活用して、医療専門職員である保健師を採用し、保健事業の充実を図ろうとするものであります。

政府は、昨年9月に安倍晋三内閣総理大臣を議長とした「全世代型社会保障検討会議」を設置し、人生100年時代の到来を見据えながら年金・労働・医療・介護など社会保障全般にわたる持続可能な改革について検討を進め、昨年12月19日には、中間報告をまとめております。

この中間報告では、特に医療分野で、後期高齢者が窓口で支払う医療費の負担について、一定所得以上の方については、2割とし、それ以外の方については、1割とする旨の方向性が明記されたところであります。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に仲間入りする2022年度初めに医療費が急増するのに備え、高齢者でも経済力があれば相応の負担をしてもらうという「応能負担」の考え方に基づく内容となっておりますが、今後も検討が重ねられ、今年の夏に最終報告としてまとめられる予定であります。

私といたしましても、世代間の負担の公平性の観点を踏まえ全ての世代が安心できる社会保障制度を構築することが重要であると感じているところであります。

後期高齢者医療制度の貴重な財源であります被保険者の保険料につきましては、当広域連合では、第7期財政運営期間の令和2年度・3年度に係る保険料率の改定において、この間の医療費や被保険者数の増加見込み等を精査するとともに、剰余金を活用するなどして、保険料率を算定し、上昇率の抑制を図ったところであります。

新たな保険料につきましては、わかりやすい表現で被保険者の方が正しく理解できる内容のリーフレットを作成するなど広報周知に努め、市町村の協力の下、適正な保険料収納を図ってまいりたいと考えております。

このような状況の中、後期高齢者医療制度の安定した運営を行うため、昨年11月14日、全国後期高齢者医療広域連合協議会より国に対して8項目にわたる要望書が提出されました。とりわけ、保健事業と介護予防の一体的な実施については、準備期間が短いことから、市区町村が円滑に事業に着手できるよう事務処理のきめ細かい支援を講ずることや医療専門職の確保が困難であるため、人材確保等の対応策を早急に検討することなどを要望したほか、後期高齢者の窓口負担を引き上げることについては、高齢者の所得状況等に考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねることなどについて、国による積極的な対応、実現を要望されたところであります。

当広域連合といたしましては、今後とも高齢者医療制度に関する国の動向を注視するとともに、関係市町村と協力・連携し、被保険者の方に寄り添った後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案をいたしました諸議案につきまして、その概要を、一括して御説明申し上げます。

まず、報第1号は、去る12月13日に専決処分いたしました「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定につきまして、御報告し、承認を求めるものであります。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等の規定が削除されたため、所要の改正を行ったものであります。



次に、報第2号は、同じく12月13日に専決処分いたしました「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の制定につきまして、御報告し、承認を求めるものであります。

これは、地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例の制定を行ったものであります。

報第3号も、同じく12月13日に専決処分いたしました「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の制定につきまして、御報告し、承認を求めるものであります。

こちらも、地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する事項を定めるため、条例の制定を行ったものであります。

議案第1号は、「令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2億6,370万4千円とするものであります。前年度と比べ、1,009万6千円率にして、3.69%の減であります。

はじめに、歳入の主なものを申し上げます。

分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金2億2,511万6千円を計上いたしました。

また、前年度からの繰越金といたしまして、3,600万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる費用として、2億6,102万1千円を計上いたしました。

議案第2号は、「令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算」であります。

特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,557億5,719万4千円とするものであります。

これは、前年度と比べ、20億4,645万円率にして、0.79%の減であります。

はじめに、歳入の主なものを申し上げます。

市町村支出金といたしまして、被保険者の方々から納付いただく保険料負担金や保険基盤安定負担金、並びに、療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金などとして、466億7,797万6千円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金、並びに、調整交付金などとして、816億8,016万円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金として209億7,728万9千円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代の方々からの支援金として1,020億3,903万6千円を計上いたしました。

さらに、前年度からの繰越金といたしまして、37億9,027万8千円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、共同電算処理業務の委託やレセプト管理、点検業務並びに電算処理シ

ステム機器等保守業務の委託料などとして6億470万8千円を計上いたしました。これは、前年度と比べ、659万9千円の増となっております。

保険給付費といたしまして、令和元年度見込みと比較した被保険者数の伸び率を0.67%の増、一人当たり給付費の伸び率を1.27%の減で見込み2,516億2,903万3千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、15億589万8千円率にして、0.59%の減であります。保健事業費といたしまして、ぎふ・すこやか健診の受診率を24%ぎふ・さわやか口腔健診の受診率を実態にあわせて8%で見込み健康保持増進事業費として9億5,146万1千円また、医療費適正化を図るため、医療費通知・後発医薬品の利用差額通知の継続実施や重複・頻回受診者に対する訪問指導及び、長寿・健康増進事業補助並びに14市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みなどその他保健事業費として2億4,865万6千円を計上いたしました。

議案第3号は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

これは、地方公務員法等の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に関する事項を定める等のため、関係条例の制定を行うものであります。

議案第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合証人等の費用弁償に関する条例の制定について」であります。

これは、職員等旅費条例で規定された証人等の定義をより明確にし、当該証人等への費用弁償の額及び支給方法について規定するため、所要の制定を行うものであります。

議案第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

先ほども述べましたとおり第7期財政運営期間である令和2年度及び令和3年度におきまして、被保険者の方々から納付していただく保険料の算定基礎となる被保険者均等割額を44,411円、所得割率を8.55%と改めるほか、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして保険料の賦課限度額や均等割軽減判定基準額など所要の条例改正を行うものであります。

続きまして、議案第6号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について」であります。

今般、健康保険法等が改正されたことに伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のための市町村との具体的な連携内容を広域計画に盛り込む必要が生じたことから一部変更を行うものであります。

以上、今回提案をいたしました議案について、御説明をいたしました。

今後とも各市町村と十分に協議、連携をしながら制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大野一生君） これら9件に対する質疑の通告はありません。

これら9件に対する討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、報第1号を採決します。

お諮りします。本件について、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

次に、報第2号を採決します。

お諮りします。本件について、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

次に、報第3号を採決します。

お諮りします。本件について、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

次に、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野一生君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

---

閉 議 閉 会

○議長（大野一生君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後1時57分 閉 会

---

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

大野一生

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

加藤淳司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

木野隆之